

目指そう！ 特別徴収100%実施

兵庫県と県内すべての市町は連携して、個人住民税の特別徴収を推進しています。

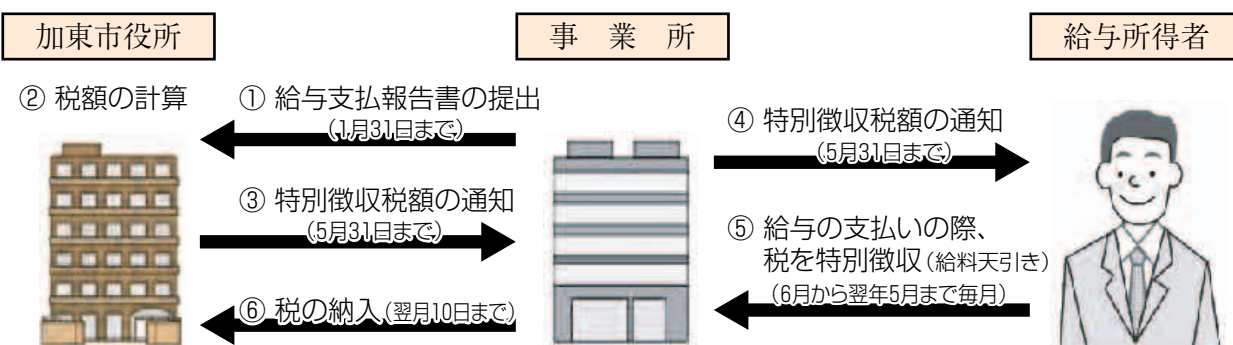
◎個人住民税の特別徴収を実施していない事業主のみなさまへ

特別徴収とは、従業員の給与から個人住民税を天引きし、事業主が従業員（納税者）に代わって、毎月、市町に納入していただくものです。

- ◆この制度は、地方税法および各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行うすべての事業主（給与支払者）に義務づけられています。
- ◆特別徴収が不要なケースは法令で定められており、**原則、事業主の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めることはできません。**
- ◆従業員にとっては、①年4回納める普通徴収に比べ、毎月の給与天引き（年12回払い）になるので1回当たりの納税額が少なくて済む、②直接金融機関等に出向く手間がなくなる、③納付忘れを防げるといったメリットがあります。
- ◆税額および月割額については、すべて市町で計算しますので、事業所で計算していただく必要はありません。

問い合わせ 総務部税務課（庁舎1階） ☎43-0396

特別徴収の方法による納税のしくみ



国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の 納付額確認書を発行します

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、年末調整や確定申告の際に、社会保険料控除の対象となります。平成26年に納付した合計額の確認を希望される方には、納付額確認書を発行しています。

ただし、年金からの特別徴収（天引き）の方は、あらかじめ年金から控除されているため、納付額確認書は発行できません。（重複してしまうため）

◎確定申告時に添付する必要はありませんので、領収証書等で納付額を確認できる方は、確認できた金額で申告してください。

発行の際に必要なもの

- 本人確認書類（運転免許証・住民基本台帳カード等）
- 委任状（別世帯の方が発行を申請される場合のみ）

問い合わせ

- 国民健康保険税に関すること**
総務部税務課（庁舎1階） ☎43-0397
- 介護保険料に関すること**
福祉部高齢介護課（庁舎1階） ☎43-0440
- 後期高齢者医療保険料に関すること**
市民安全部保険・医療課（庁舎1階） ☎43-0501

参 考

児童扶養手当の月額

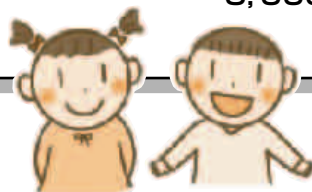
※前年の所得等により、毎年、手当額は見直されます。

子どもが1人の場合

- 全部支給 41,020円
- 一部支給 41,010円～9,680円

2人目以降の加算額

- 2人目 5,000円
- 3人目以降（1人につき）3,000円



これまで、公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など）を受給されている方は、ひとり親に対して支給される児童扶養手当を受給できませんでした。

この度、児童扶養手当法が改正されたことにより、平成26年12月以降は、受給している年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになります。

こんな場合、新たに 手当を受け取れます

- お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金を受給している場合
- 母子家庭で、離婚後にお子さんの父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金を受給している場合 など

新たに手当を 受給するための手続き

福祉部子育て支援課で、相談および申請が必要となります。

これまで公的年金を受給しているために児童扶養手当を受けていない方で、年金月額が児童扶養手当月額より低い場合に**ご相談ください**。なお、年金等の額に変更がある度に、支給額は調整されます。

支給開始日

手当は申請の翌月から支給されます。

ただし、公的年金を受給されている方で、平成26年12月以前から手当の支給要件を満たす方が、平成27年3月までに申請した場合には、平成26年12月分の手当から受給することができま

問い合わせ

福祉部子育て支援課(庁舎1階)
☎43・0408

兵庫県市町交通災害共済加入募集

交通事故に備えて地域ぐるみで助け合う共済制度です。加入資格のある方なら誰でも加入できます。万が一の事故に備えるため、みんなで加入しましょう。



加入資格	加東市内に在住・在勤または在学されている方 ※他の保険に加入されていても、この共済の見舞金は支払われます。
共済掛金	年額 1人あたり 500円（2人以上の加入はできません。） ※途中加入の場合も金額は同額です。
共済期間	4月1日から翌年の3月31日まで ※4月1日以降に加入される方は、申し込まれた日の翌日から3月31日まで
請求期間	事故発生の翌日から2年以内に請求手続きをしてください。
見舞金額	死亡の場合：1,000,000円 傷害の場合：等級により40,000円から200,000円
申し込み	市民安全部市民課（庁舎1階） 市民安全部防災課（庁舎4階）
見舞金の請求	市民安全部防災課（庁舎4階） ※請求書類一式は防災課にあります。

問い合わせ 市民安全部防災課（庁舎4階） ☎43-0402